

裁決書

●●●●●●●●●●

審査請求人 ●● ●●

処 分 庁 ●●●福祉事務所長

審査請求人が令和2年11月6日付けで提起した、処分庁が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による返還金決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 審査請求人は●●●市にて平成●●年●●月●●日から法の適用を受けている。
- 審査請求人には平成●●年●●月●●日に精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）●級が交付されており、手帳取得以後は生活保護費に障害者加算が計上されている。
- 手帳の有効期限は令和●●年●●月●●日までであったが、審査請求人は手帳の更新手続きを行えておらず、その後、令和●●年●●月に手続きを行ったところ、令和●●年●●月●●日付で手帳の新規交付が行われた。
- 処分庁は、手帳が有効期限の更新ではなく新規交付されたことを受け、手帳の有効期限が切れた令和●●年●●月から令和●●年●●月までの障害者加算を削除するとともに、法第63条の規定に基づく返還金を決定し、令和●●年●●月●●日付けで審査請求人に対して通知した（以下「本件処分」という。）。
- 審査請求人は、令和●●年●●月●●日、本件処分の内容を不服とし、知事に対して審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 手帳は、交付以後●回の更新が続いているが、手帳を更新できなかったのは、医師の診断があったからではなく、病院職員の交代により手続きが引き継がれなかつたためである。また、その後も継続して通院している。

本件処分は、単に有効期限が切れたという事をもって決定されたものであり、障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由の存在について処分庁は何ら立証しておらず、これは社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであり、処分庁の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法な処分である。

(2) 保護費に障害者加算が支給されていることは、全く知らなかつた。担当ケースワーカーに丁寧に手続を指導してもらえば、有効期限が切れるようなことはなかつた。

処分庁は、「手續を怠っていたと判断する」と主張するが、精神障害者であるにもかかわらず普通の人と同じような取扱いをし、当時の病状の判断もしないまま本件処分をしたのは違法である。

(3) 本件処分時において、保護費が自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものかどうか、全額の返還が自立を著しく阻害するかどうかといった要素を考慮した形跡がないのは、ケース診断会議の記録を見ても明らかであり、本件処分は、裁量権を濫用・逸脱してなされたものである。

2 処分庁の主張

(1) 審査請求人は、手帳取得以後何度か更新を迎えており、その都度遅滞なく更新手続をしており、また、担当ケースワーカーが何度か手續を促した際も審査請求人から質問はなく、審査請求人は、手續方法等を理解していると判断できることから、今回の手帳の有効期限切れは、審査請求人が手續を怠っていたと判断する。

更新ではなく新規交付されたことが判明したことにより、前回取得した手帳の有効期限が切れた令和●●年●●月から障害者加算を削除し、当該期間の障害者加算額について法第63条を適用し、審査請求人に返還を求めたものであり、本件処分は、適正な手続きを経て行った適法、正当な処分である。

(2) 自立更生費については、法第63条適用時に審査請求人から自立更生のために費消される経費として該当するものはないことを確認し、処理したものである。

審査請求人が挙げた購入物品は、本来毎月の保護費のやり繰りで購入すべきものである。また、今回返還を求めている期間外に購入した物品は、自立更生費とは関係がない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法の規定について

ア 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

(2) 関係通知の規定について

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の2の(2)のエは、障害者加算について、「障害の程度の判断は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」と規定している。

イ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第7の問65は、「局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。」との間に對して、「精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。」と取扱いを示している。

2 関連する裁判例について

東京地方裁判所平成31年4月17日判決(以下「東京地裁判決」という。)は、手帳の期限が切れた後に支給された障害者加算の額全額について法第63条に基づきなされた返還金決定処分の違法性が争われた事案につき、「障害者加算の額の返還請求が認められるためには、積極的に障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由の存在が認められる必要があると解すべきであって、そのような事由が存在することについては、返還金額を決定する保護の実施機関側において立証責任を負うものというべきである。」と判断している。

そして、当該処分当時の状況について事實認定を行った上で、「原告の精神障害者保健福祉手帳が更新されなかったという一事をもって、原告の精神障害の状態が障害者加算を要する障害の程度に該当しなくなったと推認することはできず、他に、原告について、障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由の存在を認めるに足りる証拠はないものといわざるを得ない。」として、当該処分は、違法な処分であり、取消しを免れないと判断している。

なお、当該判断は、控訴審である東京高等裁判所令和元年11月6日判決で確定している。

3 本件処分について

(1) 審査請求人は、「障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由の存在について処分庁は何ら立証しておらず、これは社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであり、処分庁の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法な処分である」旨主張するが、これについては、以下のとおりである。

ア 東京地裁判決は、上記2に記載のとおり、障害者加算の額の返還請求が認められるためには、積極的に障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由の存在が認められる必要があり、そのような事由の存在についての立証責任は保護の実施機関にあるとしている。イ これを本件についてみると、処分庁は、審査請求人の手帳が更新されず、新規交付されたことを受け、本件処分を行っている。

しかしながら、この手帳が更新されず新規交付されたという一事をもって、障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由の存在が認められたことには無理があるといわざるを得ない。

これに加えて、審査庁から当審査会に提出された本件諮問に係る書類によれば、処分庁は、審査請求人について、障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由の存在を立証していると認めるることはできない。

ウ よって、上記(ア)の記載からすれば、本件処分は、障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由の存在が認められず、そのような事由の存在についての処分庁の立証責任が果たされずに行われた違法な処分であると解さざるを得ない。

(2) したがって、その余の点について判断するまでもなく、本件処分は取消しを免れない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年3月23日

審査庁 高知県知事 濱田 省司印